

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	阿波市後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

阿波市長

## 公表日

令和5年10月31日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、医療給付に関する申請書類の受付等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、阿波市後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な、住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害認定情報等を入手し、徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。</p> <p>②被保険者資格に関する申請書、その他必要書類を受付し、広域連合へ送付する。</p> <p>③被保険者証や各種資格者証を被保険者に交付する。</p> <p>④保険料の賦課及び一部負担金判定に必要な所得及び課税情報等を広域連合へ提供する。</p> <p>⑤年金の支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額を確認し、保険料の徴収方法を決定する。</p> <p>⑥保険料の賦課情報及び収納情報を管理し、納入通知書、督促状等の各種通知を作成し送付する。</p> <p>⑦保険料の過誤納金について、還付・充当の処理を行う。</p> <p>⑧保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムへ必要事項を入力し、書類を広域連合へ送付する。</p> <p>⑨申請により、特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。また認定証の年次更新分を被保険者に送付する。</p> <p>(付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療事務支援システム、収滞納管理システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 市民部 国保医療課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8712
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	阿波市役所 市民部 国保医療課 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8712

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保医療課長 猪尾 正	国保医療課長 友行 仁美	事後	
平成29年9月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表第1の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成29年9月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	事後	
平成29年9月8日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成29年9月8日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保医療課長 友行 仁美	国保医療課長 妹尾 浩子	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月8日 時点	令和2年6月1日	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月8日 時点	令和2年6月1日	事後	
令和4年6月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和4年6月1日	事前	
令和4年6月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和4年6月1日	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	番号法第19条第8号 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	事前	
令和4年12月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(記載なし)	(追加)  (付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項	事後	
令和5年10月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年10月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年8月1日 時点	事後	